

議案第48号

安曇野市行政手続条例の一部を改正する条例

安曇野市行政手続条例（平成17年安曇野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項第1号イ中「はく奪する」を「剝奪する」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第34条の2第2項第5号中「思科する」を「思料する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安曇野市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通

知については、なお従前の例による。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第49号

安曇野市景観条例の一部を改正する条例

安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第2条第1項第1号中「つくり」を「つくり、」に改め、同項第2号ウ中「これ」を「これら」に改め、同号キ中「機械式駐車装置」の次に「をいう。」を加える。

第3条第2項中「並びに」を「及び」に改める。

第6条中「事業者は、」の次に「市への」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「エリア」の次に「（以下この条において「エリア」という。）」を加え、同条第2項中「前項各号に掲げる」を削り、「事項」を「区域」に改め、同項各号列記以外の部分中「土地」を「区域」に改め、同項中「区域を景観づくり推進地区」を「ものを景観づくり重点地区」に、「推進地区」を「重点地区」に改め、同項第1号中「土地利用上」を「農地、集落、街区、別荘地等の景観上」に改め、「土地の」を削り、同条第3項中「推進地区を定めよう」を「重点地区を指定、変更又は解除しよう」に改め、同条第4項中「第1項各号に掲げる」を削り、「第2項に掲げる推進地区」を「重点地区」に改め、「事項」の次に「（以下この条において「行為制限」という。）」を加え、「（推進地区を定めた場合にあつては、推進地区）」を「又は当該重点地区」に改め、同条第5項中「推進地区」を「重点地区」に、「当該地区」を「当該重点地区」に改め、同条に次の1項を加える。

6 重点地区において定める行為制限は、当該重点地区が該当するエリアの行為制限に代えて、又は加えて定めることができる。

第9条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「の規定による景観協定、推進地区又は景観づくり住民協定の目的となる土地の区域」を「に規定する景観協定若しくは第27条第1項に規定する景観づくり住民協定の目的となる土地の区域又は重点地区」に改める。

第11条第2項中「推進地区」を「重点地区」に、「その地区」を「当該重点地区」に改める。

第12条第6項中「第1項」を「重点地区内で第1項の行為を行おうとする者で、同項」に、「者は」を「ものは」に改め、同条に次の1項を加える。

7 前項の規定により標識を設置した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長にその設置の完了を届け出なければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（事前協議）

第12条の2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者で、規則で定める大規模行為を行おうとするものは、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第18条

第2項に規定する開発事業の案を提出しようとする日（同条例第38条に規定する特定開発事業に該当する行為を行おうとするときは、同条例第40条第1項に規定する特定開発事業の素案の提出をしようとする日）の60日前までに、規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、安曇野市景観審議会の意見を聴くことができる。

4 第1項の規定による協議は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、終了するものとする。

(1) 協議が調ったとき。

(2) 協議が調わない場合においては、当該協議をした者が、規則で定めるところにより、市長に当該協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めるとき。

5 市長は、前項の規定により協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、その結果を通知するものとする。

6 市長は、良好な景観づくりを行うために必要と認めるときは、第1項に規定する大規模行為を行おうとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

第13条第8号中「同法」を削り、同条第9号中「又は同法」を「又は」に改め、同条第13号中「第13条第1項（）」の次に「同条例」を、「第14条第1項（）」の次に「同条例」を加える。

第17条中「及び」を「又は」に改める。

第18条第1項中「及び法」を「及び」に改める。

第19条中「若しくは」を「又は」に改める。

第23条中「又は法」を「又は」に改める。

第24条中「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第4章中第26条の次に次の1条を加える。

（景観重要眺望点の指定等及びこれに係る手続）

第26条の2 市長は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所を景観重要眺望点として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るとともに、安曇野市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第4項の規定により安曇野市景観審議会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3 市民等は、市長に対し、規則で定めるところにより景観重要眺望点の指定を要望することができる。

4 市長は、前項の規定による要望があったときは、安曇野市景観審議会の意見を聴いて、当該要望に係る場所を景観重要眺望点として指定する必要性の有無について判断するも

のとする。

- 5 市長は、前項の規定により、景観重要眺望点として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要望をした者に通知するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定により景観重要眺望点を指定したときは、その旨を公表するものとする。
- 7 市長は、景観重要眺望点について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、安曇野市景観審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。
- 8 第6項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第12条の2に規定する協議及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第12条の2の規定は、施行日以後に安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第18条第2項に規定する開発事業の案を提出しようとする者又は同条例第40条第1項の規定による特定開発事業の素案を提出しようとする者について適用し、施行日前に当該案又は当該素案を提出した者については、なお従前の例による。

(安曇野市屋外広告物条例の一部改正)

- 4 安曇野市屋外広告物条例（平成24年安曇野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「景観づくり推進地区」を「景観づくり重点地区」に、「推進地区」を「重点地区」に、「重点地区」を「重点地区」に改める。

(安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部改正)

- 5 安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年安曇野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第6号中「景観づくり推進地区」を「景観づくり重点地区」に改める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第50号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2種」を「種別」に改める。

第4条中「第2条別表第1記載の」を「別表第1に定める」に改める。

第6条第1項第1号中「第2」を「第2月曜日」に改める。

第10条中「がある」を削る。

第11条第3号中「定める」を「掲げる」に改める。

第13条第1項中「利用者」を「公民館の施設等を利用する者」に改める。

第14条中「、又は」を「又は」に、「、若しくは」を「若しくは」に改める。

別表第1中「第2条」の次に「、第4条」を加える。

別表第2の1 会議室等使用料の表中「豊科公民館」を「安曇野市豊科公民館」に、「穂高公民館」を「安曇野市穂高公民館」に、「三郷公民館」を「安曇野市三郷公民館」に、「堀金公民館」を「安曇野市堀金公民館」に、「明科公民館」を「安曇野市明科公民館」に改め、同表の2 設備及び備品使用料の表に次のように加える。

陶芸窯（本焼き）	1日につき1台3,130円
陶芸窯（素焼き）	1日につき1台2,690円

別表第2の4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料の表備考中「照明Bセット」とは」を「照明Bセット」とは、」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第51号

安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものと」を「次に掲げる事務を所掌」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定又は変更及び推進に関する事項について調査審議すること。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 保護者
- (2) 保育又は教育関係者
- (3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定する「こども施策」をいう。）に関する事業に従事する者
- (4) 事業主又は労働者を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募により選任された者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第4条の規定による子ども・子育て会議の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

（委員の任期の特例）

- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹